

四日代

ニ、三月半以上正月半以内ニ控メテハ一月其ノ額スルニ

三日代

ハ、一月半以上三月半以内ニ控メテハ一月其ノ額スルニ

ロ、一月半未満ニハ日給十十日代

ト、六月未満ニハ日給四十日代

三、種別年當ニ依リ算定セラルル

二、八割増額ニ算入セラルル（算入ハ十割増）

一、三月一日報酬セラルル正算ニ算入セラルル

謝 函 書

出シ會社ノ回答ニ答スル

藤岡君等諸君會社支給社員本吉親ハ會社ノ旨ニ依リ謝函書ニ對

謝函書ニ對シテ同日午前十時鐘工升給スルニテハ本為分ニ對シテ

イ、三月十二日代ニ支給スルル、イ、テ全額工ハ種別ニテ三月六日代

財團法人協調會大阪支所

ホ、五ヶ年以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎ニ五日分

四、事故退職ノ場合ハ解雇手當ノ半額支給サレタシ

五、從來ノ休息日ヲ日曜日ニ定メラレタシ（從來ハ一日、十五日、

日曜、祭日）

六、食堂ノ設備改善ヲサレタシ

三月六日

職工代表

八 木 武 松

政 田 敬 次 郎

作 業 所 御 中

右ノ嘆願書ニ對シ工場長鵜飼伊三郎及作業主任谷崎茂ノ兩名ハ次  
ノ如ク即答ヲシタ

會 社 側 ノ 回 答

一、拒 絶

二、拒 絶